

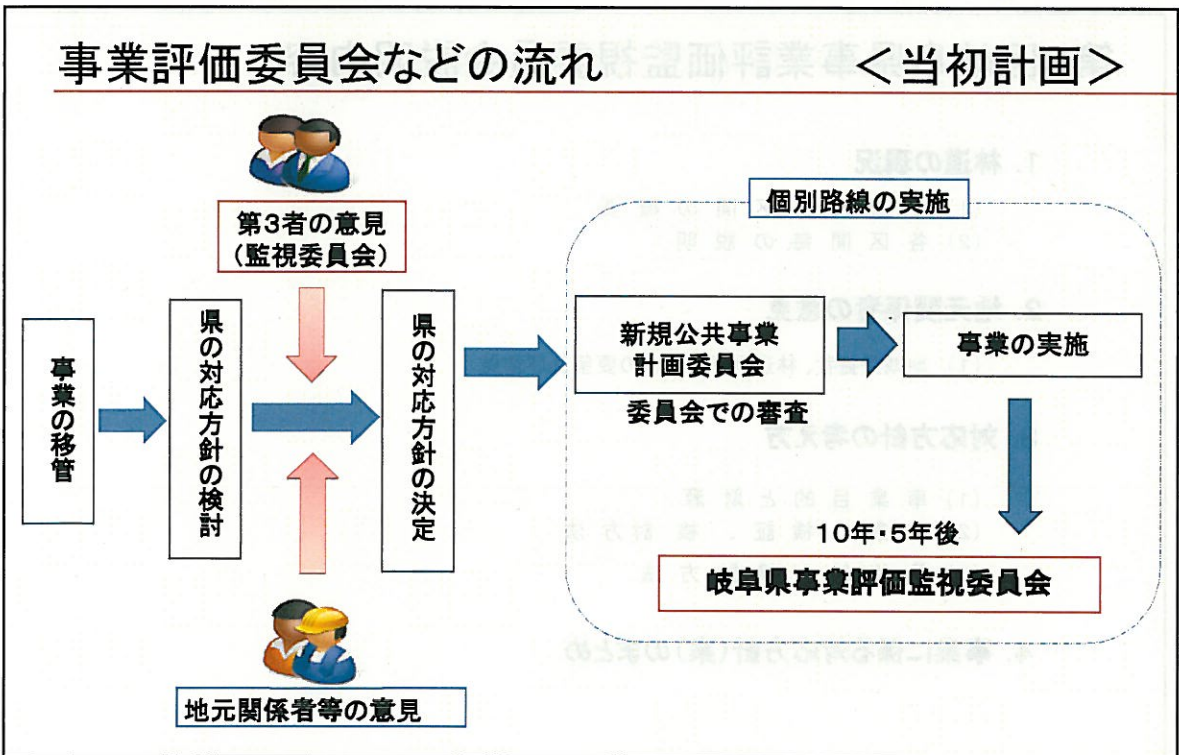
平成20年度第8回岐阜県事業評価監視委員会

【森林整備課所管説明資料】

○ パワーポイント

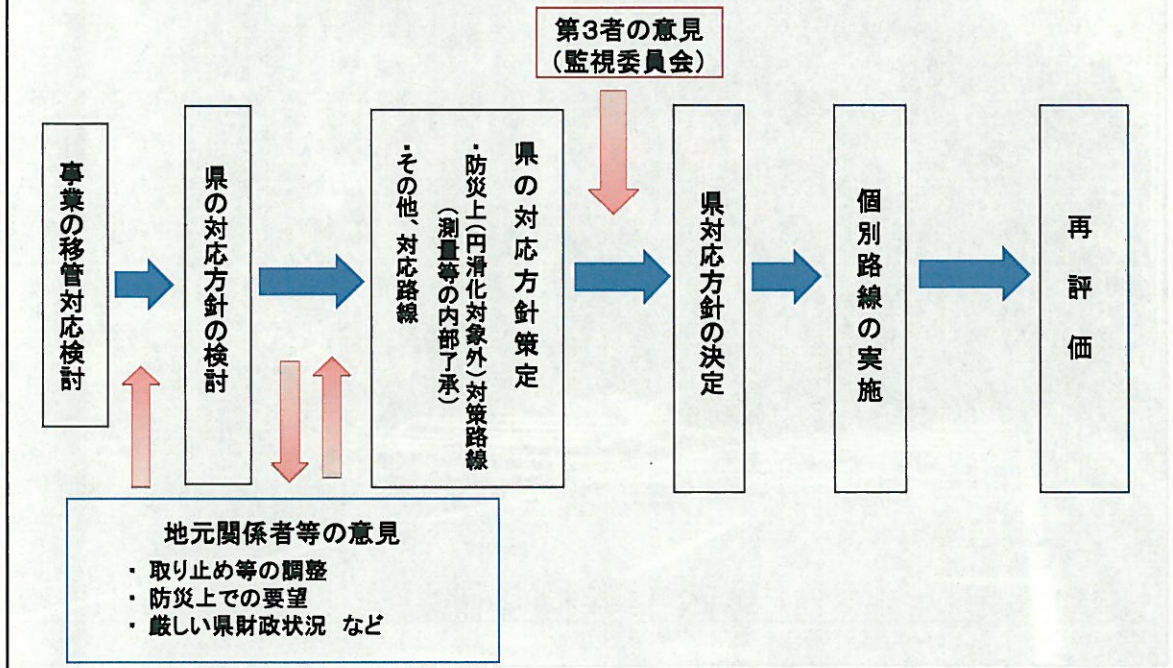
緑資源幹線林道事業について

……… 1～8



事業評価委員会などの流れ

<変更計画>



第8回岐阜県事業評価監視委員会説明内容

1. 林道の現況

- (1) 路線及び区間の概要
- (2) 各区間毎の説明

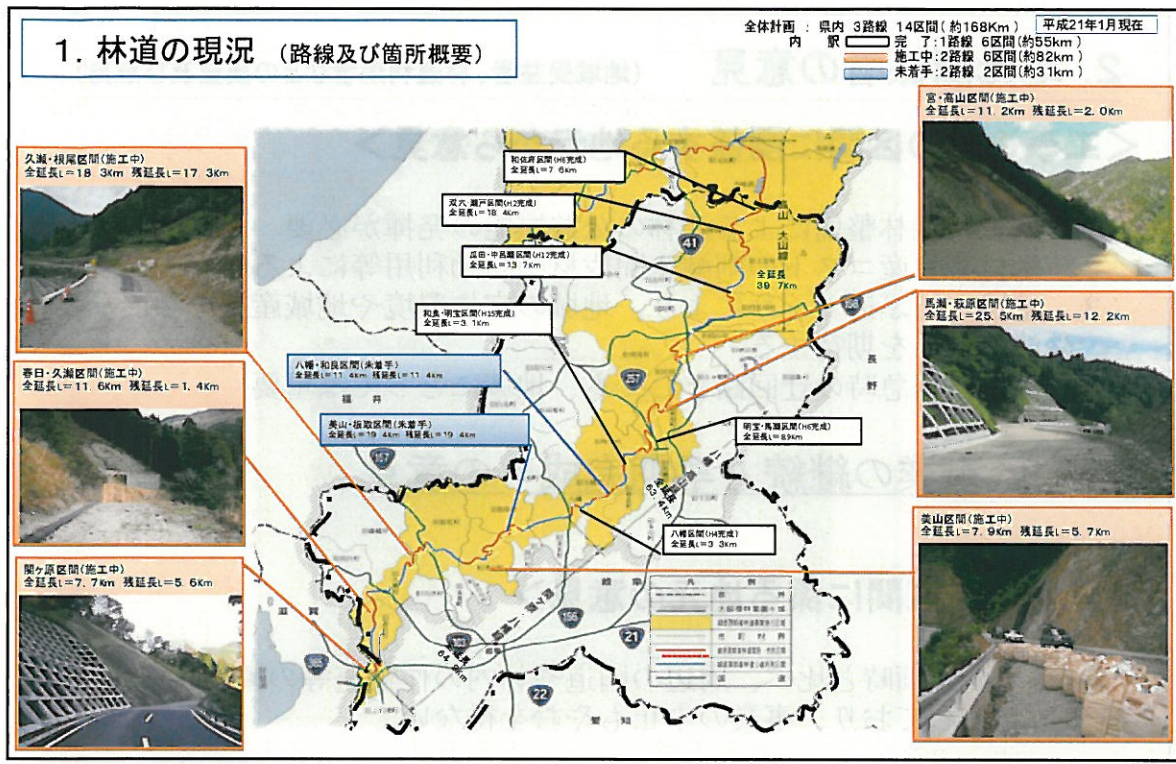
2. 地元関係者の意見

- (1) 地域受益者、林道利用者などの要望及び意見

3. 対応方針の考え方

- (1) 事業目的と財源
- (2) 事業の検証、検討方法
- (3) 具体的な検討方法

4. 事業に係る対応方針(案)のまとめ



1. 林道の現況 (各区間毎の説明)

区間名	計画延長(km)	幅員(m)	着手の状況	残延長(km)	事業進捗率	利用区域面積(ha)	
						人工林率	
関ヶ原	7.7	7	H. 6	5.6	27%	343	56%
春日・久瀨	11.6	7	H. 57	1.4	88%	1,585	35%
久瀨・根尾	18.3	5	H. 14	17.3	5%	2,301	30%
美山	7.9	7	H. 7	5.7	28%	408	70%
美山・板取	19.4	5	未着手	19.4	0%	1,074	69%
八幡・和良	11.4	7	未着手	11.4	0%	787	39%
馬瀨・萩原	25.5	7	S. 54	12.2	52%	1,879	70%
宮・高山	11.2	7	S. 62	2.0	82%	822	62%
小計	113.0		工事途中	7.6	75.0	9,199	50%
			着手済み	44.2			
			未着手	30.8			
				82.6			

2. 地元関係者の意見 (地域受益者、林道利用者などの要望及び意見)

<工事途中の区間に関する地元から意見>

1. 適正な森林整備による森林の公益機能の発揮が必要
2. 木材の生産コストの削減や間伐材の有効利用等による収益の向上
3. 地域を結ぶ道づくりにより、地域の定住環境や地域産業の発展などの波及効果を期待する
4. 災害や緊急時の迂回路としても、地域にとっては重要

→ **事業の継続と早期完成への意見**

<未着手の区間に係る地元の意見>

- 事業の計画時と比べ、周辺の国道や林内の作業道等の整備状況が大幅に向上しており、事業の中止もやむを得ない。

3. 対応方針の考え方 <事業目的と財源>

緑資源幹線林道事業 (～平成19年度)「事業主体:緑資源機構」

<事業目的>

「地勢等の地理的条件が極めて悪くかつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない特定の森林を急速かつ計画的に開発するために必要な林道整備」

<税源>

国費 70%～74% 県負担 21%～25%(建設した5年後以降の21年間で償還) 受益者負担 5%

補助事業へ
移管

森林居住環境整備事業 (山のみち地域づくり交付金)「事業主体:地方公共団体」

<補助目的>

「林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する奥地森林の骨格的な林道(山のみち)を整備」

<財源>

国費 70%～74% 県費21%～25%(建設した当年度に予算対応) 市町村負担 5%
注)通常の県による公共林道事業 国費 約50% 県費 約50%

今後は、補助の目的に沿って、区間毎に検討を実施

3. 対応方針の考え方 < 基本方針、検証のポイント >

■基本方針

地元の要望が強く且つ、事業評価監視委員会の意見を聞き、全体の対応方針を定め、事業効果の高い区間については、県が行う公共事業として位置づけることを検討する。

■検証のポイント

- (1) 森林整備の推進(多目的機能の維持増進、効率的・効果的な路網整備など)
- (2) 生活環境の改善(山村地域の活性化など)
- (3) 地域要望(地元の協力体制など)
- (4) 社会情勢の変化(周辺の公道や路網整備政など)
- (5) 進捗率(工事、用地関係など)

検証

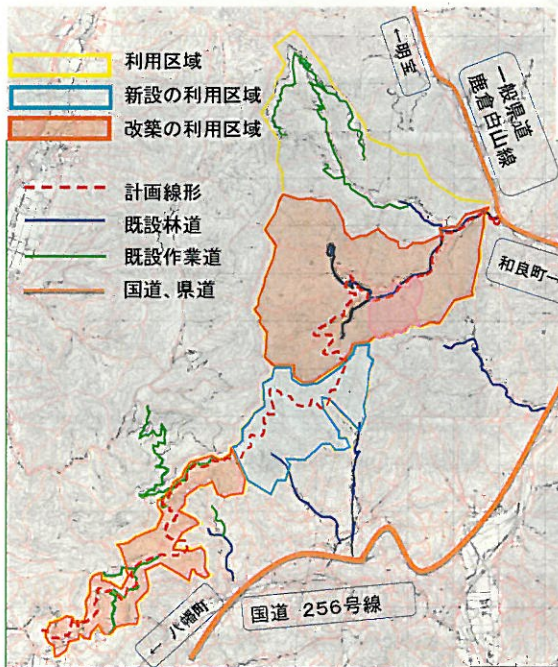
検討

①取り止め

内容を精査し、事業を継続
(②幅員・延長見直し又は、現行規格)

3. 対応方針の考え方 < 具体的な検討方法 >

① 取り止め区間 NO. 1



■地域道路・林内路網整備状況を踏まえ 取り止めに検討

1. 利用区域内の林道・作業路など、計画時に比べ路網整備が充実
2. 林道などと接続すべき、骨格的な大規模林道の代替えとなる国道256号の改良が大幅に進み、地域の道路を補完する道路が構築された。

検討区間：八幡・和良区間

3. 対応方針の考え方 < 具体的な検討方法 >

① 取り止め区間 NO. 2



■ 地域道路・林内路網整備状況を踏まえ 取り止めを検討

1. 林道などと接続すべき、骨格的な大規模林道の代替えとなる国道256号の改良が大幅に進み併せてタラガトンネルの開通など緊急迂回路確保など、地域の道路を補完する道路が構築された。
2. 利用区域内の林道・作業路など、計画時に比べ一定の路網整備が行われている。

検討区間：美山・板取区間

3. 対応方針の考え方 < 具体的な検討 >

② 幅員見直しの例 NO. 1

■ 地域の目的にあった規格、構造の見直し実施

(幅員変更等検討)



緑資源幹線林道の規格：幅員7.0m(2車線)



幅員5.0m(1車線)

(見直しポイント)

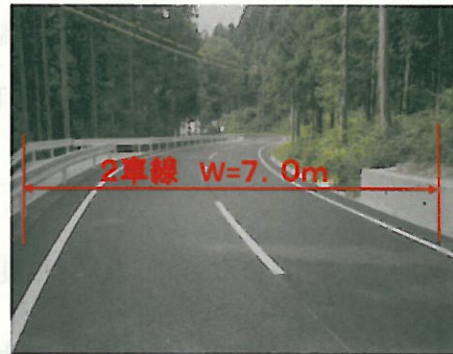
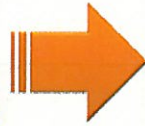
- ① 森林整備を主目的とする区間は、幅員を狭くしコスト縮減に努め、事業期間の短縮を図る。
- ② 車面のすれ違いなど、重要ポイントは待避所を設置し、通行車面の安全を図る。

※) 集落間を結び地域の生活道として重要なものについては、これまで規格(幅員7m 2車線)を検討

3. 対応方針の考え方 <具体的な検討>

② 現行規格にて実施の例 NO. 2

■地域の目的にあった規格、構造の見直し実施 (幅員変更等検討)



現行幅員7.0m(2車線)

・生活道、バイパス機能の利用目的が高い区間は、現行幅員7.0m(2車線)を検討



コスト縮減、事業進捗などを検討

3. 対応方針の考え方 <具体的な検討>

② 延長見直しの例 NO. 3

■地域の目的にあった規格、構造の見直し実施 (線形変更等検討)



イメージ図 (地域とは関係ありません。)

(見直しポイント)

- ① 当面の利用目的を設定し、早期完成区間を設置
- ② 希少種等の位置を再確認し、必要に応じ線形変更又は、環境配慮工法を施工
- ③ 現行のトンネル計画を避け、作業道等の現道を利用施工



環境配慮、コスト縮減、事業期間の短縮を図る。

4. 事業に係る対応方針(案)のまとめ

- 対象となる8区間について、事業の必要性・緊急性・事業の進捗状況を勘案し、厳しい県財政状況を踏まえて、下記のとおり取り扱うものとする。

- ① 美山・板取区間、八幡・和良区間の2区間は、計画の取り止めとする。
- ② 他の6区間については、環境に配慮しつつ、コスト縮減に取り組み、事業目的と地域の目的にあった規格・構造の見直し等を行い、事業評価の高い区間は新規事業のルールに従い、事業着手の是非を、個別に審議、協議したのち公共事業として位置づけ事業実施を検討する。